



**平成27年度対象者は3月末まで
高齢者肺炎球菌予防接種**

現在の対象者は、3月末までの接種期間となります。(4月以降、対象者は変わります。)

現在の対象者で接種を希望される人は、期間内に早めに接種してください。

※現在の対象者、接種方法、指定医療機関などについては、広報10月号でご確認ください。

問合先 保健センター
(☎463・6001)

水道基本料金の減免制度

65歳以上の人だけで構成される高齢者世帯は、水道基本料金の減免を受けられる場合があります。

申請を希望される場合は、所得制限がありますので、まず電

話で問い合わせてください。
申請・問合先 高齢介護課



**ハンセン病にかかったことは
ありませんか？**

補償金の申請手続期限
(3月31日) が迫っています！

●過去にハンセン病にかかったことがある人は、国から補償金(和解一時金)を受けることができます。

●既に亡くなられた人も対象になります。

●療養所に入所したことがない人も対象になります。

●対象者が亡くなられている場合は、遺族(法定相続人)にお支払いしています。

●すでに国から補償金(和解一時金)を受け取った人は、対象になりません。

※申請期限が3月31日と迫っています、訴訟の手続が必要ですので、余裕をもって相談してく

ださい。

問合先

●公益財団法人 沖縄県ゆうな協会 (☎098・832・9528)

●法律事務所 (☎098・938・4381)

●厚生労働省(難病対策課) (☎03・5253・1111)

※「ハンセン病の補償金について」と伝えてください。担当者が対応します。どんなことでも結構です、まずは、問い合わせてください。

●家に保健所や病院の人が来ることはありません。

●名前が公表されることもありません。

●手紙や電話が突然来ることありません。

●家族・友人に知られることはありません。

●質問や請求申請をされる人のプライバシーは固く守られます。

ハンセン病について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう！

ハンセン病は、感染し発病することが、極めて稀な病気です。優れた治療薬により完治します。早期に治療すれば、身体に障害が残ることはほとんどありません。

りんくう総合医療センター

問合先 ☎469-3111 Fax469-7929

■外来受診にあたって ～選定療養費の金額が変更になります～

新聞やニュースをにぎわしている「医療改革」の中で、「医療連携」や「大病院と診療所の機能分化」という話を聞かれたことがあると思います。これは医師や看護師などの医療資源が限られている中で、大病院と地域の診療所の役割分担を明らかにして、しっかりした協力態勢を作り、地域医療を守っていこうというものです。

当院にも、紹介状を持参されずに外来受診される予約外の患者さんがおられますが、予約を取っていない場合は、待ち時間が長くなるだけでなく、診療費に加え選定療養費(*1)を支払っていただくこととなります。当院を受診される場合は、一旦「かかりつけ医」を受診して紹介状を持参されるようお願いいたします。

(*1) 初診時選定療養費とは、200床以上の病院で紹介状なしの初診の場合にかかる費用のことで、当院は200床以上の病院です。
※当院では4月より、選定療養費の金額が4,320円に変更となります。

■かかりつけ医をもちましょう！

「かかりつけ医」とは、患者さんの身近なところで、日常的な診療をしてくれる、健康相談にのってくれる、必要な時は適切な医療機関や専門医を紹介してくれる、そんなお医者さんのことです。

病気や健康のことについて、いつでも何でもまず最初に相談できるお医者さんがあなたの「かかりつけ医」です。

「かかりつけ医」には、きめ細かな対応をしてもらいやすい一般病院や診療所やクリニック(規模の小さな病院)が適していると言えるでしょう。

かかりつけ医をもつとなぜ良いのか？(例)

- 家の近くでかかりやすい
- 待ち時間が少ない
- しっかり話を聞いてくれる
- 家族全員がかかれる
- 気軽に相談に乗ってくれる
- 必要に応じて適切な医療機関や専門医を紹介してくれる
- 専門分野だけでなく広い知識を持ちどんな病気でもみてくれる

※りんくう総合医療センターでは「かかりつけ医」と連携協力し、地域ぐるみでの質の高い医療サービスの提供を推進しています。